

Vol.139

今回は 法人税

相談事例  
紹介

## 会員相談室

相談委員 西野 道之助 (上野)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 事前確定給与に関する届出

## 事例1

3月決算法人であるA社は、新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催が従来の6月から8月に延期されたため、法人税法施行令第69条第4項第1号に規定する「事前確定届出給与に関する届出」の提出期限を過ぎてしまった。

このような場合、届出期限の延長は認められるか。

## 回答

新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ定時株主総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての株主総会等の決議が例年の株主総会等の決議の時期より遅れることとなった場合には、国税通則法第11条（災害等による期限の延長）に基づく「事前確定届出給与に関する届出」の提出期限の延長が認められる。

## 検討

## 1 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含む）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式若しくは特定新株予約権を交付する旨の定め（事前確定届出給与に関する定め）に基づいて支給される給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（承継譲渡制限付株式又は承継新株予約権による給与を含み、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める要件を満たすものに限る）をいう（法第34①二）。

- (1) その給与が次のいずれにも該当しない場合は、事前確定届出給与に関する届出をしていること
- イ 定期給与を支給しない役員に対して同族会社に該当しない法人が支給する金銭による給与
  - ロ 株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係る一定のもの
- (2) 株式を交付する場合は、その株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（その法人又は関係法人が発行したもの（適格株式）に限る）であること
- (3) 新株予約権を交付する場合は、その新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（その法人又は関係法人が発行したもの（適格新株予約権）に限る）であること

## 2 届出期限

事前確定届出給与に関する定めをした場合は、原則として、次の(1)又は(2)のうちいずれか早い日（新設法人がその役員その設立の時に開始する職務についてその定めをした場合にはその設立の日以後2月を経過する日）までに所定の届出書を提出する必要がある（法令69④一）。

- (1) 株主総会等の決議によりその定めをした場合におけるその決議をした日（その決議をした日が職務の執行を開始する日後である場合にはその開始する日）から1月を経過する日
- (2) その会計期間開始の日から4月（確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けている法人はその指定に係る月数に3を加えた月数）を経過する日（4月経過日等）

## 3 災害等による期限の延長

災害など納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付等の期限までに、これらの行為をすることができないと認められるときは、その理由がやんだ日から2月以内に限

り、その期限が延長される（通則法11）。

## 4 事例のケースについて届出期限の延長が認められる根拠

経済産業省は、令和2年6月12日に「新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入について」を公表しているので参照されたい。

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、株主総会の延期等を行う企業の役員給与について、法人税法上の損金算入の手続等に関する考え方は以下の通りです。この内容は国税庁に事前に確認しています。

なお、定期同額給与については国税庁ホームページにQ&Aが掲載されていますので、あわせてご確認ください。

## ➤事前確定届出給与（法人税法第34条第1項第2号）について

新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ定時株主総会を延期することとなったことに伴い、事前確定届出給与に係る定めについての株主総会等の決議が例年の株主総会等の決議の時期より遅れることとなったため、法人税法施行令第69条第4項第1号に定める届出期限（4月経過日等）までに事前確定給与に関する届出ができない場合は、国税通則法第11条に基づく届出期限の延長が認められます。

※ 下線筆者



## 法令等に基づく給付金等の益金計上時期

## 事例2

9月決算法人であるB社は、新型コロナウイルス感染症により事業活動を縮小した期間に係る従業員に対する9月までの休業手当の支給に対し、雇用保険法の規定に基づく雇用調整助成金の申請を行い、11月に支給金額が決定した。この助成金の益金計上時期は、支給金額が決定された11月の属する事業年度で問題はないか。

## 回答

雇用調整助成金の支給金額が決定した11月の属する事業年度の益金の額に算入するのではなく、その金額を見積り、従業員に対する休業手当の支給の原因となった休業の事実があった9月の属する事業年度の益金の額に算入する必要がある。

## 検討

1 雇用調整助成金の概要（法令根拠）  
雇用調整助成金の支給は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされて休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としている。

## ・雇用保険法施行規則（雇用調整助成金）

第102条の3 雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。

- 一 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものであること。

ロ (以下略)

## 2 基本的な考え方

雇用保険法等の規定による雇用調整助成金等の申請については、その給付原因となる休業手当等の経費の支出にあたり、給付金による補填を前提として手続きを行うことになる。

このような場合、その給付の原因となった休業等の事実があった時点であらかじめ支給を受けるべき給付金の額を見積計上することにより、収入と支出に対応関係を持たせる必要がある。

他に新型コロナウイルス感染症に関連して見積計上が必要な給付金としては、雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合の緊急雇用安定助成金や、小学校等が臨時休業した場合等に、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する小学校休業等対応助成金などが考えられる。

一方で、雇用保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金等のように、具体的な経費支出の性格のものではなく、一定の基準に基づいて支給される奨励金のようなものについては、あらかじめ見積計上を行う必要はなく、支給決定を受けた時点で収入計上を行うこととされている。

## 3 法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする（法基通2-1-42）。

なお、法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する（同通達注書）。

注) 内容は、令和2年11月19日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

## 【お詫びと訂正】

前号（769号）・10面「会員相談室相談事例紹介」の一部を訂正いたします。

なお、相談事例の退職規程では「各段位」となっていましたので、「各段位」と記載していますが、一般的な退職規程では「各役位」を使うようです。

訂正箇所は下記のとおりです。

(誤) すべての「各段位」→ (正) すべての「各役位」